

# 工事の入札・契約制度について（令和6年4月版）

令和6年4月1日以降に入札公告・指名通知を行う案件から適用

愛川町管財契約課

## 1. 工事入札方式

### （1）適用される入札制度

区 分	適用する制度	備 考
最低制限価格制度	設計金額 130 万円を超え 1 億円未満の工事入札	H27.4.1～適用
低入札価格調査制度	設計金額 1 億円以上の工事 入札	H27.4.1～適用

### （2）最低制限価格の算定方法・適用範囲

区 分	適用方法等	備 考
最低制限価格の 算 定 方 法	※次の①～④の合計した額 (万円単位とし、万円未満切捨て) ① 直接工事費×0.97 ② 共通仮設費×0.9 ③ 現場管理費×0.9 ④ 一般管理費等×0.68 注) スクラップ等の売払い収入 相当額が工事価格とは別に 積算されている場合は、ス クラップ等売払い相当額を 合計金額から減額する。	R4.4.1～適用 (一般管理費等に適用 する率を見直し)
最低制限価格の 適用範囲	予定価格の 80%以上 92%以下	R2.4.1～適用

### （3）低入札調査基準価格の算定方法・適用範囲

区 分	適用方法等	備 考
調査基準価格の 算 定 方 法	※次の①～④の合計した額 (万円単位とし、万円未満切捨て) ① 直接工事費×0.97 ② 共通仮設費×0.9 ③ 現場管理費×0.9 ④ 一般管理費等×0.68 注) スクラップ等の売払い収入 相当額が工事価格とは別に 積算されている場合は、ス クラップ等売払い相当額を 合計金額から減額する。	R4.4.1～適用 (一般管理費等に適用 する率を見直し)
調査基準価格の 適用範囲	予定価格の 80%以上 92%以下	R2.4.1～適用

## 2. 契約締結時に必要な契約保証の適用範囲（H30.4.1～適用）

区 分	適用する工事	備 考
金 銭 的 保 証	契約金額 500 万円以上の工事	H30.4.1～適用
役 務 的 保 証 (損害保険会社の公共 工事履行保証証券で契 約不適合責任保証特約 付に限る。)	契約金額 1 億円以上の工事で 供用開始時期が限定されるな ど、特別な理由のある工事	H30.4.1～適用

## 3. 入札参加者の社会保険加入について（H27.4.1～適用）

本町の競争入札等に参加を希望する場合は、神奈川県及び県内 29 の市町村（横浜市・川崎市・山北町・真鶴町を除く）並びに神奈川県内広域水道企業団（以下「団体」という。）が共同で運営している「かながわ電子入札共同システム—資格申請システム—」を通じて申請を行っていただいております。

認定に当たっては、神奈川県が行う共通審査の中で、健康保険法第 48 条、厚生年金保険法第 27 条又は雇用保険法第 7 条の規定による届出をしなければならない場合に、当該届出をしている者を認定の要件としています。

## 4. 入札金額積算内訳書の入札時の提出について（H27.4.1～適用）

公共工事の入札については、電子入札システムで応札する際に「入札金額積算内訳書」の添付が必要です。

入札金額積算内訳書の様式は、入札時の設計図書ダウンロードを町ホームページから行う際に、同時にダウンロードしてください。

なお、提出のあった入札金額積算内訳書の「契約件名・商号・名称等・代表者職氏名・工事価格等」に誤りがあった場合には、その応札を無効として取り扱いますので注意してください。

## 5. 施工体制台帳及び作業員名簿の提出について（R3.4.1～適用）

工事入札に係る契約案件について、施工計画書の提出時に施工体制台帳の提出が必要です。また、令和 3 年度より別紙 1 「作業員名簿」の添付も必要となります。

## 6. 現場代理人の常駐義務緩和について (R5.3.1～適用)

本町では、本町公共工事標準請負契約約款第10条第2項の規定による現場代理人は、工事現場に常駐することと定めており、一人一現場の制約を設けていますが、町内建設業者の受注機会拡大を図るため、現場代理人の常駐義務を緩和します。

## 7. 前払金・中間前払金について

区 分	適用工事	前 払 率	備 考
前 払 金	契約金額 500万円以上 の工事	契約金額(消費税額を含む) の40%	R2.4.1～適用 (前払金の限度額を 廃止)
前払金の追加 (中間前払金)		契約金額(消費税額を含む) の20%	H29.4.1～適用

※継続費又は債務負担行為を設定している案件については、当該会計年度の出来高予定額ごとに前払率を乗じて、前払金・中間前払金を算出することになります。

## 8. 建設業退職金共済証紙購入について (H28.4.1～適用)

本町では、工事入札の契約にあたって、建設業退職金共済証紙購入状況報告書等の作成を求めています。

## 9. 入札への参加制限について (R3.4.1～適用)

談合の未然防止及び他の入札参加者との公平性の確保の観点から、令和3年4月1日以降の発注工事について、資本関係または人的関係にある者同士の同一入札への参加制限をするものです。

別紙2「資本関係または人的関係にある者同士の同一入札への参加制限について」を御覧ください。

## 10. 各種様式の押印の廃止について (R3.4.1～適用)

愛川町押印廃止方針(令和3年3月策定)に沿って、受注者から提出を受ける工事・業務委託等に係る様式について、押印を廃止します。

別紙3「押印廃止を行う様式一覧」を御覧ください。

# 作 業 員 名 簿

( 年 月 日作成)

事業所の名称  
・現場ID \_\_\_\_\_  
所長名 \_\_\_\_\_

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名  
・事業者ID \_\_\_\_\_

元請 確認欄	
提出日	年 月 日
( 次)会社名 ・事業者ID _____	

番号	ふりがな	職種	※	生年月日	健康保険		建設業退職金 共済制度	教 育 ・ 資 格 ・ 免 許			入場年月日
	氏名			年齢	年金保険	中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免 許	受入教育 実施年月日	
	技能者ID			雇用保険							
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- Ⓜ …現場代理人    Ⓢ …作業主任者 ( (注) 2.)    ♀ …女性作業員    未 …18歳未満の作業員
- 主 …主任技術者    職 …職 長    安 …安全衛生責任者    能 …能力向上教育    再 …危険有害業務・再発防止教育
- 習 …外国人技能実習生    就 …外国人建設就労者    1特 …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。

(注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。

(注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 9. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

平成29年4月1日  
(令和5年一部改正)

## 愛川町発注工事における現場代理人の常駐義務の緩和措置について

### 1. 背景

本町では、公共工事標準請負契約約款第10条第2項の規定による現場代理人は、工事現場に常駐することと定めており、一人一現場の制約を設けていますが、町内建設業者の受注機会拡大を図るため、現場代理人の常駐義務を緩和します。

### 2. 兼任可能対象工事

次の条件を全て満たす場合、1人2工事までの兼任を認めます。

- ① 本町発注工事を受注した場合。
- ② 現場代理人が、作業期間中にやむを得ず工事現場を離れる場合、連絡員が滞在（常駐）し、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保し、本町との連絡に支障をきたさないこと。
- ③ 現に現場代理人を兼任していないこと。
- ④ 災害復旧工事等の緊急工事などで「現場説明書」や「仕様書」に兼任を認めない旨の表記がなされていないこと。
- ⑤ 受注者は本町内に本店を有する者であること。
- ⑥ 兼任できる工事は、2工事とも契約金額4,000万円未満であること。

### 3. 兼任配置の届出手続き

兼任配置をしようとするときは、新たに契約を締結するときに「現場代理人届」に併せて「現場代理人兼任配置届」（別紙様式）を管財契約課へ2部提出し受理されたものが兼任対象となります。

#### 4. 留意事項

- (1) 受注者は、兼任配置としたことにより安全管理の不徹底に起因する事故等  
が起きることがないように、兼任配置とした2工事の現場における安全管理  
に、より一層配慮してください。
- (2) 受注者は、兼任配置とした2工事において、工期内の履行を徹底してくだ  
さい。
- (3) 2工事兼任の現場代理人は作業期間中、移動中を除き、2工事の現場を同  
時に不在とすることはできません。また、現場代理人が作業期間中にやむを  
得ず工事現場を離れる場合は、連絡員が必ず滞在（常駐）してください。
- (4) 本取り扱いにおいて兼任配置とした2工事が、その後の設計変更（増額変  
更）により条件を満たさなくなった場合においても、引き続き本取り扱いを  
適用します。
- (5) 兼任配置とした2工事において、施工管理体制が不十分と判断した場合、  
町は兼任配置の解除をします。

#### 5. 担当課執行の工事における常駐義務緩和措置

予定価格130万円以下の担当課執行の愛川町発注工事については、現場代  
理人の兼任件数に制限を設けません。

# 現場代理人兼任配置届出書（新規・変更）

年 月 日

愛川町長 殿

所在地

商号又は名称

代表者名

⑩

愛川町発注工事における現場代理人の常駐義務緩和措置により、次の2つの工事案件について、現場代理人の兼任配置を希望しますので届け出ます。

なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に万全を期し、万一施工が不適切と判断されたときは、兼任の解除を指示されても何ら異議を申し立てません。

現場代理人氏名		連絡先	(携帯電話等)
契約番号			
工事名			
契約金額			
工期	年 月 日から 年 月 日まで		
連絡員	事業者名	元請 ・ 下請	
	氏名	連絡先	(携帯電話等)
工事主管課			
契約番号			
工事名			
契約金額			
工期	年 月 日から 年 月 日まで		
連絡員	事業者名	元請 ・ 下請	
	氏名	連絡先	(携帯電話等)
工事主管課			

## 中間前払金事務取扱フロー

### 【受注者】

中間前払金認定請求書（第3号様式）に、工事履行報告書（第4号様式）を添付して工事担当課に提出する。



### 【発注者（工事担当課）】

1. 工事履行報告書等により次の要件に該当するか確認する。
  - (1) 工期の2分の1を経過していること。
  - (2) 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
  - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
2. 受注者から提出のあった認定請求の内容を確認し、その適否を決定し、中間前払金認定（不認定）通知書（第5号様式）で受注者へ通知する。



### 【受注者】

中間前払金の要件を満たしている認定を受けたときは、保証事業会社と保証契約を締結し、保証証書の発行日後20日以内に公共工事中間前払金申請書（第6号様式）に保証証書を添えて発注者（工事担当課）へ提出する。



### 【発注者（工事担当課）】

中間前払金の適否及び金額を決定し、公共工事中間前払金決定通知書（第7号様式）により受注者へ通知する。



### 【受注者】

公共工事中間前払金決定通知書に基づき中間前払金の支払いを発注者（工事担当課）へ請求する。



### 【発注者（工事担当課）】

中間前払金の支払手続きを行う。

※使用する様式については、町ホームページに掲載しています。



# 資本関係または人的関係にある者同士の

## 同一入札への参加制限について

令和3年4月 愛川町管財契約課

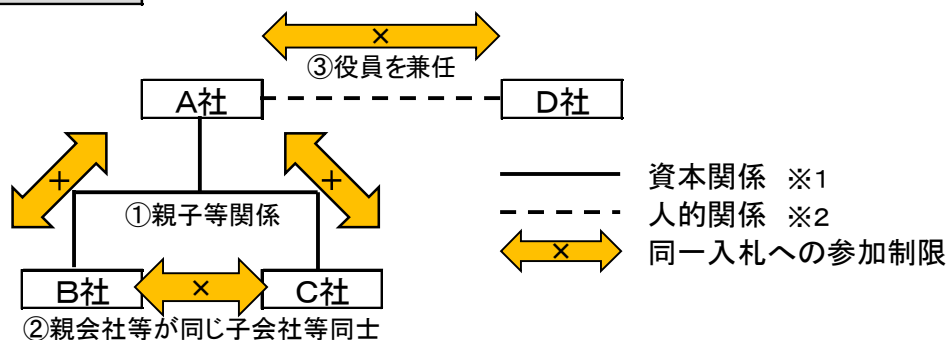
談合の未然防止及び他の入札参加者との公平性の確保の観点から、競争入札において資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加を令和3年4月から制限します。

### 1 参加制限の概要

愛川町が実施する工事の一般競争入札及び指名競争入札において、同一入札に参加する複数の者の関係が、2に規定する基準(以下「基準」という。)のいずれかに該当する場合、基準に該当する者が行った入札はすべて無効として取り扱っています。

ただし、基準に該当する者のいずれかが、開札前に辞退届の提出を行えば、辞退しない者が行った入札は有効と取り扱うものとします。(基準に該当する者同士が、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題はありません。)

#### イメージ図



※1 (資本関係) 親会社・子会社の関係にある会社、同一の者が経営の支配権を握っている会社

※2 (人的関係) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

### 2 基準

#### (1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することはできません。

ア 子会社等 (会社法 (平成17年法律第86号) 第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。) と 親会社等 (同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。) の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### 会社法 第2条 (抜粋)

三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

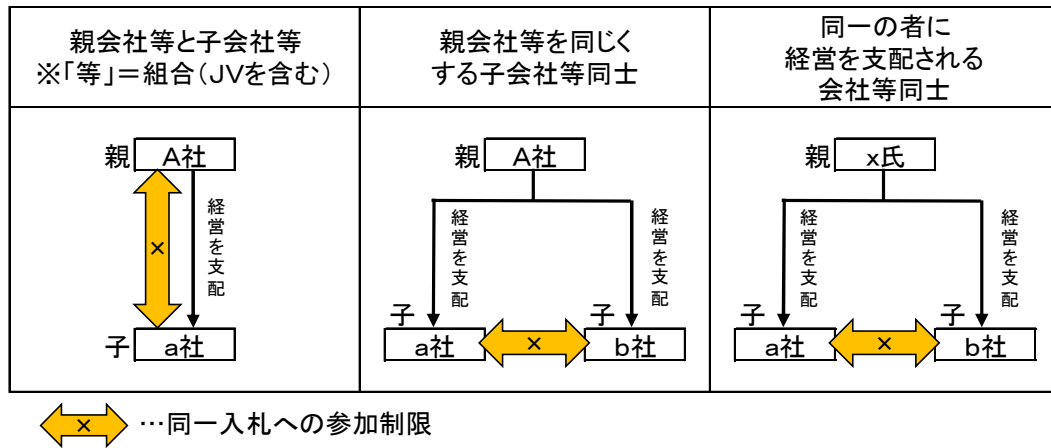
イ 子会社

ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

四 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

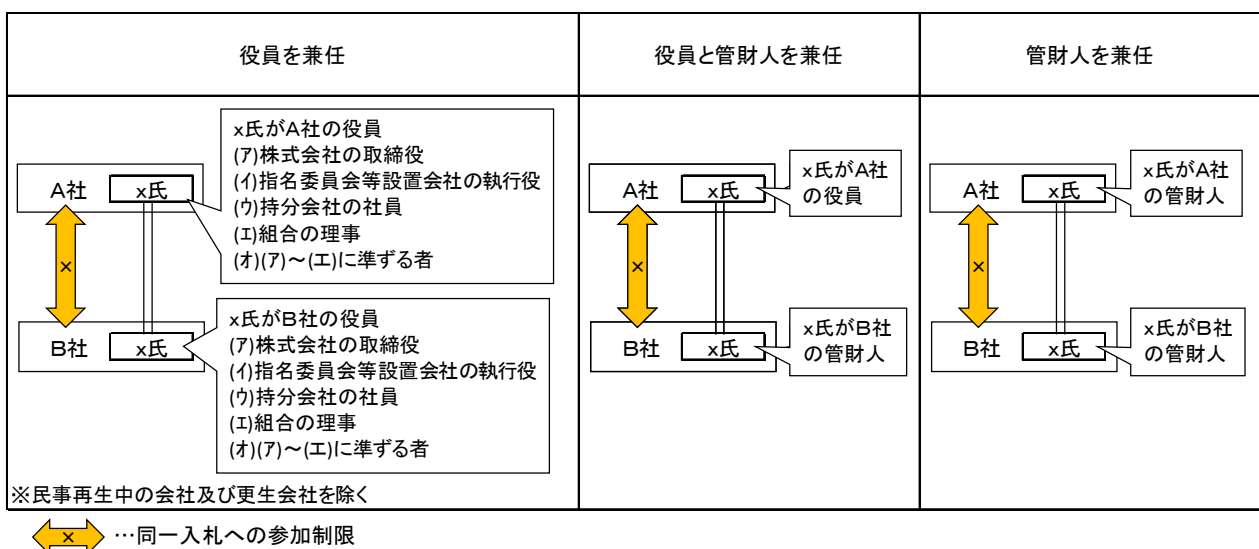
- イ 親会社
- ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの



## (2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することはできません。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除きます。

- ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次図中(ア)から(オ)の者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合



### **(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合**

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札案件に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

### **3 資本関係又は人的関係情報の提出**

随時申請・定期申請を行う際に、資本関係・人的関係に関する情報を電子申請システムで提出していただく必要がありますので、電子申請システムからダウンロードした「資本関係又は人的関係情報」エクセルファイルに情報を記載の上、電子申請システムにより提出してください。（提出にあたっては、別紙「資本関係又は人的関係情報の提出にあたっての注意事項」を参照してください。）

なお、提出された情報の内容に疑義等が生じた場合、調査を行うことがあります。

### **4 情報の使用開始時期**

電子申請システムにより提出していただいた情報は、令和3年4月1日以降に公告、指名通知を行う案件から使用します。

### **5 虚偽等について**

入札時に情報の内容に虚偽が判明した場合又は重要な事実が記載されていなかった場合は、愛川町指名停止等措置要綱に基づき指名停止措置を講じる場合があります。

#### **問合せ先**

##### **●制度について**

愛川町総務部管財契約課

【電話】046-285-6926（直通）

##### **●資本関係又は人的関係情報の提出について**

神奈川県 県土整備局 事業管理部 建設業課

横浜駐在事務所 建設業審査担当

【電話】045-313-0722（直通）

##### **●電子申請システムの操作について**

電子申請システム コールセンター

【電話】0120-464-119（フリーダイヤル）

## **資本関係又は人的関係情報の提出にあたっての注意事項**

- ① 資本関係又は人的関係情報（以下「情報」という。）は、「**かながわ電子入札共同システム**」による令和3・4年度定期申請又は令和3年4月1日以降の令和3・4年度随時申請を行う際に、電子申請システムからダウンロードした「**資本関係又は人的関係情報**」エクセルファイルに情報を記載の上、電子申請システムにより提出してください。
- ② 資本関係又は人的関係がない場合でも、情報を提出する必要があります。
- ③ 情報の提出後、新たに資本関係又は人的関係が生じた場合は、速やかに情報を電子申請システムにより提出してください。
- ④ 資本関係又は人的関係がある他の者については、「競争入札参加資格者名簿」に記載されている者についてのみ記載してください。
- ⑤ 組合（協同組合等）が提出する場合は、「競争入札参加資格者名簿」に記載されているすべての構成員についての情報を記載してください。（組合の構成員が提出する場合、加入している組合について記載する必要はありません。）
- ⑥ その他、記載については、電子申請システムからダウンロードした「資本関係又は人的関係情報」エクセルファイル内の「記載例」シートを参照してください。また、記載欄が不足する場合は、適宜行を追加してください。
- ⑦ 記載内容について調査する場合があります。

# 資本関係又は人的関係にある者同士の 同一入札への参加制限に係るQ & A

## 問1 資本関係にある者同士の同一入札への参加制限を行う理由は何ですか。

答 親会社と子会社は、支配・従属関係に基づき一体性があり、事実上一者と同等にみなすことができます。また、子会社同士であっても、親会社を含めて全体で一者と同等にみなすことができます。

これらの会社間では当然十分に意思疎通が図られるものであることから、談合の未然防止及び他の入札参加者との公平性の確保の観点から、入札への参加を制限するものです。

## 問2 「経営を支配」とはどういうことなのか。

答 会社法施行規則の規定では下記のとおりとなっています。

### 「経営を支配」とは

- ① 議決権の50%超を自己（子会社等を含む。以下同じ。）の計算で所有（※1）
- ② 議決権の40%以上を自己の計算で所有して、次のイ～ホのいずれかに該当
  - イ 自己所有等議決権数の割合（※2）が50%超
  - ロ 取締役会の構成員の過半数が自己の役員・業務執行社員・使用人（※3）
  - ハ 重要な財務・事業の方針を決定する契約等が存在
  - ニ 負債総額に占める自己が行う融資（債務保証等を含む。）（※4）の割合が50%超
  - ホ その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在
- ③ 自己所有等議決権数の割合が50%超（自己の計算分がゼロの場合を含む。）

- ※1 更生会社、民事再生中の会社等で、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下同じ。
- ※2 自己所有等議決権数の割合とは、自己の計算による所有分、自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者の所有分、同一の内容の議決権行使に同意している者の所有分、自己（自然人に限る。）の配偶者又は二親等内の親族の所有分の合計をいう。
- ※3 自己の役員・業務執行社員・使用人であった者を含む。自然人の場合は、自己と配偶者又は二親等内の親族を含む。
- ※4 自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者が行う融資額を含む。

(会社法施行規則第3条の2)

**問3 人的関係にある者同士について同一入札への参加制限を行う理由は何ですか。**

答 同一人物が二者の経営権等に関与していることから、二者が入札しようとする価格を決定し又は知り、影響力を行使しうる立場にあるためです。

**問4 役員の定義はどうなっているのか。**

答 下記のアからオのとおりです。

ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除きます。

- ① 監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ② 指名委員会等設置会社における取締役
- ③ 社外取締役
- ④ 定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ 指名委員会等設置会社の執行役

ウ 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ 組合の理事

オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者

**問5 代表権を有しない役員を兼任している場合も制限する理由は何ですか。**

答 代表権の有無によらず、役員を兼ねている場合は、役員を兼ねている二者の入札価格を決定し又は知り、影響力を行使しうる立場にあるためです。

**問6 役員は同一人物ではないが、役員同士の関係が親子関係、兄弟関係、婚姻関係にある場合も、人的関係に該当しますか。**

答 同一人物が兼ねている場合のみ基準に該当し、役員同士が親子関係、兄弟関係、婚姻関係にあるだけでは基準には該当しません。

**問7 法人としては別会社になっているが、所在地や電話番号が同じ場合、基準に該当しますか。**

答 所在地や電話番号が同じであるだけでは、基準には該当しません。

**問8 情報の提出後、新たに資本関係又は人的関係が生じた場合、どのようにすればよいですか。**

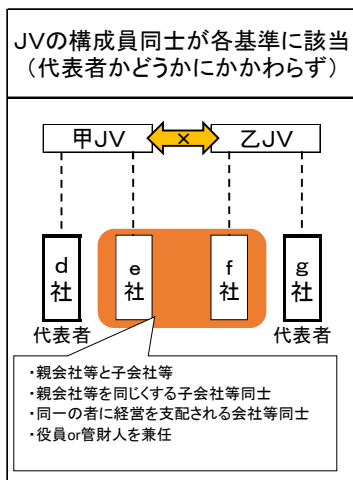
答 速やかに新たな情報を電子申請システムにより提出してください。

**問9 自社と資本関係又は人的関係にある別の会社も同一の入札案件に参加しようとしていることが分かった場合、どのようにすればよいですか。**

答 入札に参加する者を一者に限定し、他の者が開札前までに辞退届を提出すれば、その一者の行った入札は有効とします。なお、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題はありません。

**問 10 共同企業体（JV）での取扱いはどうなりますか。**

答 代表者がどうかにかかわらず、共同企業体の構成員が基準に該当すれば、基準に該当する共同企業体は同一入札に参加することはできません。



## 押印廃止を行う様式一覧

様式	備考
工事	
工事関係	
現場代理人及び主任技術者等届	
現場代理人及び主任技術者等経歴書	代表者印のみ廃止、担当者印は必要
現場代理人経歴書	代表者印のみ廃止、担当者印は必要
主任技術者等経歴書	代表者印のみ廃止、担当者印は必要
工事材料検査申請書	
工事着手届	
工事完成届	
出来形検査申請書	
工事工程表	
建設業退職金共済証紙購入状況報告書	
建設業退職金共済証紙貼付実績報告書	
現場代理人兼任配置届	
保証・前払金関係	
公共工事前払金申請書	
公共工事中間前金払認定請求書	
工事履行報告書	
公共工事中間前金払申請書	
履行保証方法届出書	
委託	
委託関係	
業務着手届	
管理技術者届	
管理技術者経歴書	代表者印のみ廃止、担当者印は必要
業務工程表	
業務完了届	
照査技術者届	
照査技術者経歴書	
物品	
物品関係	
物品売買担当者届	代表者印のみ廃止、担当者印は必要